

過誤の訂正前に侵害訴訟が提起された場合のクレーム、及び、
方法の特徴を含む装置クレームに対する CAFC による解釈

2014年09月16日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

侵害訴訟の提起後に特許クレームの過誤が訂正された場合、その過誤がプロセキューション履歴に鑑み明らかなものであっても、係争特許の運命は、特許権者にとって厳しいものとなります。

このことは、2014年7月11日に判決が下された H-W Technology, L.C. v. Overstock.com, Inc. (Fed. Cir. 2014) において明らかにされました。このケースにおいて、CAFC は、侵害訴訟の提起後に、係争特許のクレーム発明の一つに対して過誤の訂正を行った場合、当該クレーム発明がどのように解釈されるかについて明らかにしました。

また、方法の特徴を装置クレームに含めることの是非についても、本件において明らかにされました。

【全7頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.